つくし野三丁目地区街づくりプラン (憲章/目標・方針)



2011年3月

町田市

地区街づくりプラン(目標・方針)の策定経緯

つくし野は、昭和42年(1967年)に「豊かな人間生活」を目標に、土地区画整理組合と東急不動産が協力して開発をした地域です。その中で、つくし野三丁目は、戸建て住宅が整然と並ぶ中に農地が点在し、またつくし野セントラルパークもあることで、みどり豊かで、自然の起伏を生かした美しい景観の街です。この街は、昭和52年(1977年)以来、建築協約により、良好な住環境が保たれています。

しかし、平成11年(1999年)の建築基準法改正により、民間の確認検査機関でも建築確認がなされるようになったことなどで、建築協約が守られにくくなりました。そこで、協約に代わる新たなルールを考え、街なみを維持保全し豊かで生き生きとした安全な生活環境の実現を目的に、「つくし野三丁目自治会街づくりを考える会(以下、考える会という。)」が発足しました。

考える会では、これまでに地区住民等*1 全体の合意を図りつつ、住環境に関する具体的な街づくり計画を検討してきました。一方で、街づくりには、住環境だけでなく、人と人のつながりや生活環境が大切であることから、広く街の将来像を検討する方向でも、街づくりを考えてきました。

つくし野三丁目には、開発以前から住んでいる住民と、開発後に移り住んだ住民がいます。 街の将来像について両者の考えが異なる面もあり、また両者の中でも考えは人によりまちまち ですが、お互いの立場を尊重しながら、話し合い、協力し合い街づくりに取り組んでいます。

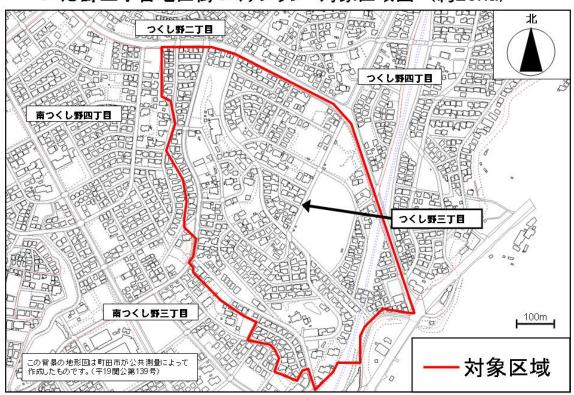
この度、地区住民等の合意が得られた「地区街づくりプラン案」が、2010年10月に町田市に 提案されました。これらを踏まえて、町田市で「地区街づくりプラン(目標・方針)」を策定いたし ました。

^{*1 「}町田市住みよい街づくり条例」第3条に基づく「地区住民等」のことです。「地区住民等」とは、「地区街づくりを行う身近な区域に居住する者及び土地又は建物に権利を有する者」をいいます。

1. 地区街づくりプランの名称、位置及び区域

- ①名称:「つくし野三丁目 地区街づくいプラン(憲章/目標・方針)」
- ②位置及び区域:つくし野三丁目地内(区域図は下記のとおり)

つくし野三丁目地区街づくりプラン 対象区域図 (約23ha)



2. つくし野三丁目街づくり憲章

- ■昭和46年(1971年)制定の「つくし野憲章」(つくし野駅前プレート参照)をベースに、 弥生が丘地区等先進地域、類似環境、住宅街の憲章等を参照して作成しました。
- ■憲章の前文は「普遍の原理(趣旨)」であり、①~⑤の各項は「地区街づくり目標」に相当します。

【前文】

つくし野三丁目は、セントラルパークなどの緑豊かな美しい自然環境に恵まれた 閑静な住宅街です。

私たちは、この街に関心を持ち愛するとともに、

住む人も訪れる人も心地よく感じられる「美しい街」、

安全・安心で暮らしやすい「快適な街」、

住民が協調・協力し、支えあう「ふれあいの街」、

をめざして、力をあわせましょう。

【街づくりの目標】

- ① 今まで築き上げてきた良好な住環境と美しい街並み を維持し、さらに向上させましょう。
- ② 花や樹木などの緑を育て、公園や道路などの美観を守り、街全体を美しく清潔に保ちましょう。

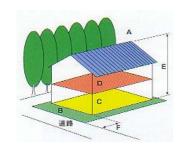


- ③ こどもやお年寄りに優しく、安全で安心な住みよい街を創りましょう。
- ④ 互いに助けあい・支えあい、地域活動に参加・協力して、友好な近隣関係と良好なコミュニティを創りましょう。
- ⑤ すべての住民にとって、いきいきと暮らしやすく、次の世代にも引き継げる街となるよう努力しましょう。

9

3. つくし野三丁目 地区街づくりの方針

- ■憲章の①~⑤街づくり目標ごとに、その目指す方向や条件、アプローチ 方法等「実現に向けての基本方針」を定めています。
- ■方針の前文に規定した「街づくり委員会」は、自治委員会と連携しながら、 「地区街づくり計画」の具体化及び実現状況をチェックする組織体です。



「つくし野三丁目街づくり憲章」が目指す街を実現するため、住民が主体的に取り組む基本 方針を次のように定めます。これらの基本方針を具体化するとともに、地区街づくりプラン 全体の内容が時々の状況に適っているかを定期的に見直すため、住民による「街づくり委 員会」(仮称)を設けます。

(1) 今まで築き上げてきた良好な住環境と美しい街並みを維持し、さらに向上させます。

・住環境と景観を維持・向上するために、現在、つくし野三丁目に住んでいる人だけでなく、これ から住む人にも守っていただけるような具体的事項を考えていきます。

(2) 花や樹木などの緑を育て、公園や道路などの美観を守り、街全体を美しく清潔に保ちます。

- ・住民がそれぞれに草花や樹木を植え育てるよう努め、花と緑で彩られた魅力ある街を目指します。
- ・すべての人が、公園・道路・公共施設などを、汚さず傷つけず大切に利用するように努めます。また、地域全体で清掃活動などを実施し、資源回収や廃棄物減量に積極的に取り組み、 街を清潔に保ちます。

(3)こどもやお年寄りに優しく、安全で安心な住みよい街を創ります。

- ・こどもやお年寄り、体の不自由な人などが、安全で安心に暮らせる街を目指して、不審者・犯罪情報の周知、地域パトロール、こどもの見守りなどの防犯活動や交通安全対策に力を入れます。また、地震などの災害に備えて自主防災組織を結成し、防災訓練や防災マップの作成などを行います。これらの防犯・防災活動は、市、警察署、消防署、消防団、近隣の自主防災組織などと協力しながら取り組みます。
- ・こどもの遊び場やお年寄りの施設、この地区の交通二一ズに合致した交通手段、お年寄りや 体の不自由な人のサポート組織などの導入に努めます。

- (4)互いに助けあい・支えあい、地域活動に参加・協力して、友好な近隣関係と良好なコミュニティを創ります。
 - ・日頃から住民が互いに助けあい、支えあう友好的な近隣関係と良好なコミュニティを目指して、各人が思いやりの心を持ち、ご近所の声かけや助けあいを行うとともに、地域貢献活動、ボランティア活動に積極的に参加・協力するように努めます。
 - ・自治会や花みずき会、こども会、趣味のサークルなどの行事や活動を通して、こどもからお年寄りまで多くの住民が交流し、ふれ合い、世代を超えて地域のコミュニケーションを図るよう努めます。
- (5)すべての住民にとって、いきいきと暮らしやすく、次の世代にも引き継げる街となるよう努力します。
 - ・すべての住民がそれぞれの生活の質を維持し向上できるような、いきいきと暮らしやすい街を 目指します。
 - ・地域の行事、お祭り、広報活動などを通して、住民のつくし野三丁目に対する関心と理解を深めます。そして、地域への愛着心を養うことにより、こどもが大人になっても住み続けたいと思い、大人が誇りを持って次の世代に引き継げるような街を目指します。

4. その他

「つくし野三丁目 地区街づくりプラン(憲章/目標・方針)」を実現するために、地区住民等の十分な理解と合意を基にした「地区街づくり計画」を、考える会が中心となって今後検討していきます。